

生活に関する相談

【行政相談】
 ■相談日 第3水曜日・午後1時～4時 受け付け午後0時45～3時30分) ■内容 国や県等への苦情・要望・意見等 ■相談員 行政相談委員 ■申し込み 当日直接、お困りです課へ
 【家事相談】<要予約>
 ■相談日 毎週水曜日・午後1時～4時 ■内容 親子・夫婦・離婚・相続等 ■相談員 専門相談員 ■申し込み 希望相談日の週の月曜日・午前9時から、電話でお困りです課 ☎38-5401) <
 【弁護士による法律相談】<要予約>
 ■相談日 毎週木曜日・午後1時～4時 ■内容 借地・借家・金銭問題等 ■相談員 弁護士 ■申し込み 希望相談日の週の月曜日・午前9時から、電話でお困りです課 ☎38-5401) <
 【司法書士による法律相談】<要予約>
 ■相談日 毎週金曜日・午後1時～4時 ■内容 登記・多重債務問題など ■相談員 司法書士 ■申し込み 希望相談日の週の月曜日・午前9時から、電話でお困りです課 ☎38-5401) <
 【土地・建物の登記相談】
 ■相談日 第1火曜日・午後1時～4時 受け付け午後0時45分～3時30分) ■内容 土地の境界問題・分筆合筆・建物の登記相談 ■相談員 土地家屋調査士 ■申し込み 当日直接、市役所南館1階受付へ
 【公正証書相談】
 ■相談日 第2火曜日・午後1時～4時 受け付け午後0時45分～3時30分) ■内容 遺言・契約・養育費の支払い等の公正証書等 ■相談員 公証役場公証人 ■申し込み 当日直接、市役所南館1階受付へ
 【不動産相談】
 ■相談日 第3火曜日・午後1時～4時 受け付け午後0時45分～3時30分) ■内容 不動産全般に関する相談 ■相談員 宅建業協会相談員 ■申し込み 当日直接、市役所南館1階受付へ
 【税務相談】
 ■相談日 第4火曜日・午後1時～4時 受け付け午後0時45分～3時30分) ■内容 相続・贈与・土地売却ほかの税に関する相談 ■相談員 税理士 ■申し込み 当日直接、市役所南館1階受付へ

知って便利なミニミニ情報

【労働・年金相談】 経済課(☎38-2033)
 ■相談日 第2月曜日(休日の場合第3月曜日)午後1時～4時(随時受付) ■内容 各種労務相談(解雇・賃金不払い等)各種年金・社会保険相談・労働保険相談 ■相談員 社会保険労務士
 【消費生活相談】 消費生活センター(☎38-2034)
 ■相談日 月～金曜日・午前9時～正午/午後0時45分～4時 ■内容 商品やサービスの苦情・悪質商法等のトラブル・その他事業者との契約・くらしに関する疑問など ■相談員 専門相談員
 【交通事故相談】 兵庫県民総合相談センター(☎078-360-8521)
 ■内容 交通事故に伴う賠償問題・示談の仕方・保険金請求方法など ■相談日 月～土曜日・午前9時～午後4時(土曜日の面談のみ要予約) ■相談員 交通事故相談員
 【総合労働相談】 西宮総合労働相談コーナー(☎0798-26-3733)
 兵庫労働局総合労働相談コーナー(☎078-367-0850)
 ■内容 解雇・配置転換・賃金引下げ等の労働条件やセクハラ・いじめ等の個別労働関係にかかわるあらゆる相談 ■相談員 総合労働相談員
 【住まいの相談】 兵庫県民総合相談センター(☎078-360-2536)
 ■相談日 月～金曜日・午前10時～午後5時 ■内容 住まいに関する技術的なアドバイス・請負・賃貸契約のトラブルなど
 【外国人県民相談】 兵庫県民総合相談センター(☎078-382-2052)
 ■内容 外国人の生活に関することなど(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語対応) ■相談日 生活相談・月～金曜日・午前9時～午後5時/法律相談<要予約>・月曜日から午後1時～3時 ■相談員 外国人県民相談員/弁護士
 よくある問い合わせの内容については、市のホームページ「お困りです課」のコーナーにある「よくあるおたずね」でもご覧いただけます。また5月1日現在の内容で、「芦屋市の相談窓口」のパンフレットを作成し、芦屋市以外の相談窓口も併せて掲載するなど一覧になっていますのでご利用ください。ホームページからも出力可能です。

GATV 広報番組ガイド

6月後半	芦屋市広報番組 あしやトライあぐる	放送時間(15分)
オープニング	宮塚公園	9:00
トピックス	シンクロナイズドスイミング日本代表 中村麻衣選手市長表敬訪問 芦屋市更生保護協力雇用主会	12:00
特集	全校電算化	18:00
お知らせ	親しまれる学校図書館へ 第34回芦屋サマーカーニバル スタッフ・ボランティア募集	22:30
エンディング	「芦屋 橋ものがたり」より	※DVD 貸出可

■広報番組「あしやトライあぐる」は、11ch(一部地域を除く)でご覧ください。
 ■番組に関する問い合わせ 広報課 ☎38-2006 ■CATV全般に関する問い合わせ ケーブルネット神戸芦屋(J-COM)カスタマーズセンター ☎0120-999-000

<平成23年度集計結果>

お困りです課に寄せられた「市民の皆さんの声」

お困りです課は、市民と行政のパイプ役です。

「どこに相談したらよいのか相談窓口がわからない」「問題を抱えて困っている」などで悩んでおられるかたは、お気軽にお困りです課にご相談ください。行政で解決ができるものは整理し、担当窓口におつなぎします。ただし、個人的なことや市民同士の問題については相談者自らが自己解決していただかなければなりません。その問題解決の糸口をさがすための相談窓口としてお気軽に「お困りです課」をご利用ください。

問い合わせ お困りです課 ☎38-5401/☎38-5402/✉info@city.ashiya.hyogo.jp

1位・道路

市に寄せられた要望等八百五十二件の中で最も多かったものは、昨年度より十一件減少していますが、道路に関すること(四百八十七件)は、(道路歩道)に関すること(道路の舗装や側溝の補修のほか歩道の段差解消公益灯や標識およびカーブミラー設置の要望がありました。国道・県道についての要望は管理者へ連絡して対応しています。私道の場合は所有者に対応していただいています。交通規制標識や信号機の設定については警察が所管となります。)

〔駐輪等自転車に関すること〕
 放置自転車不法駐輪車の撤去に対する要望がありました。放置自転車不法駐輪については、通行の妨げになり事故につながることもあります。市へ撤去の依頼がありますが、自転車等放置禁止区域外での車両の即日撤去は困難なことから市民の皆さんの交

2位・都市環境

二位は、都市環境に関すること(の百八十七件で昨年度より六件減少しました。)

〔生活環境に関すること〕
 美しく清潔なまちづくりを目指し、芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例(通称「市民マナー条例」)の改正を行い、昨年六月一日に施行され、芦屋川流域およびキャナルパーク護岸でのハーベキュー等の禁止・キャナルパーク水路での午後六時から翌朝午前八時までの時間帯におけるプレジャーボート等の航行禁止については一定の理解を得ておりますが、喫煙禁止区域の拡大や駅周辺の喫煙指定場所の変更等の要望が寄せられました。

また、市民マナー条例では、歩行喫煙の禁止・たばこの吸い殻や空き缶などのポイ捨て禁止・飼いや犬の放し飼いやふんの放置などの禁止事項内全域での夜間午後九時から翌朝六時までの花火禁止、および花火禁止区域(湖芦屋ビーチ周辺)での花火は終日禁止しています。清潔・安全・快適な生活環境を守るため市民の皆さんのご協力をお願いします。

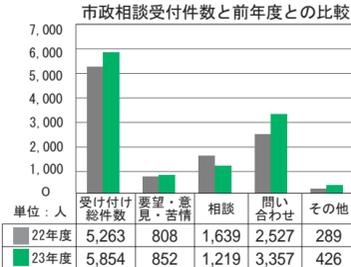
3位・公園

三位は、公園(街路樹に関すること)の百八十七件で昨年度より十件減少しました。

〔公園(街路樹)について〕
 公園内の樹木や街路樹の剪定、除草や公園内での遊び方についての意見が多く寄せられました。

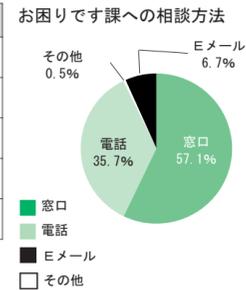
公園内の樹木の剪定については、

剪定をせずに自然樹形を保つような意見と公園内が暗いので剪定をして明るくするような意見などが寄せられています。定期的な剪定を行い自然樹形の確保と公園内の安全性の確保を行うように剪定を実施しています。街路樹等の剪定については、交通障害となる樹木の剪定や落葉時の落ち葉対策などの意見が寄せられていますが、交通安全上の剪定については、早期に現地を確認し実施しています。また、落ち葉対策については、地域との協議の中で落ち葉の前に剪定を行うものと冬季剪定で実施するものに選別して剪定を実施しています。



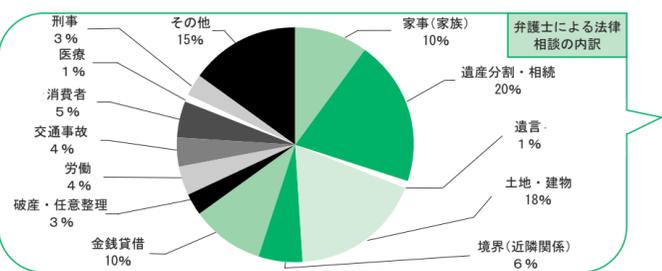
お困りです課への相談方法

方法	22年度	23年度
窓口	2,811	3,303
電話	2,010	2,065
Eメール	371	388
その他	18	24
合計	5,210	5,780



お困りです課を利用した方の性別

性別	22年度	23年度
男性	2,126人	2,467人
女性	2,695人	2,901人



仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

問い合わせ 男女共同参画推進担当 ☎38-2023

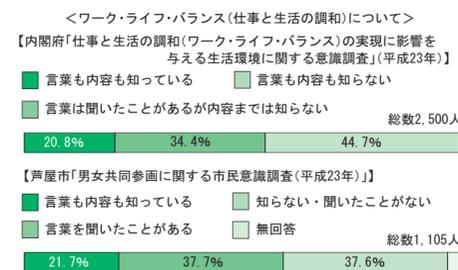
「男女共同参画週間とは」

男女が互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法が平成11年6月23日に公布・施行されています。この法律の目的および基本理念の理解を深めるため、「男女共同参画週間」が設けられ、この週間にちなみ全国的に男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等が実施されます。

◆男女共同参画社会の形成の状況
 男女共同参画社会の形成に向けてさまざまな取り組みがなされています。政策への方針決定過程の女性の参画、議会等における女性の管理職、審議会等における女性の割合など(や、就業分野における男女共同参画(労働力人口に占める女性の割合)や給与所得の男女差など)のほか、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をめぐる状況は次のとおりとなっています。

◆仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をめぐる状況
 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の認知度」
 内閣府の「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に影響を与える生活環境に関する意識調査(平成23年)」においては、「言葉も聞いたことがあるが内容は約二割に」となっています。

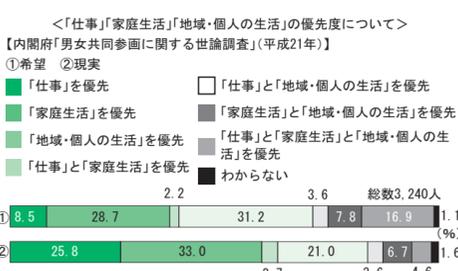
芦屋市の男女共同参画に関する市民意識調査(平成23年)でも、



「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する希望と現実」
 芦屋市の市民意識調査では、日々の暮らしの中で時間の使い方についての質問で、希望では「仕事と生活

をバランスよくの割合が最も高く、約七割となっています。しかし、現実ではどちらかという仕事優先の割合が約六割と最も高く、希望と現実との乖離がみられます。

仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児・近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、その充実が、その人自身の生きがい、喜びも増します。しかし、現実には、安定した仕事に就いてから、現実には、



けなかつたり、仕事に追われ、疲労から心身の不調を訴えたり、仕事と子育てで介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多くみられます。これらが、働く人々の将来への不安や豊かさや実感できない大きな要因の一つとなっています。それを解決する取り組みとして、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現があります。皆さんも自らの仕事と生活の調和のあり方について考えてみませんか。

「芦屋シティグラフ(ASHIYA CITY GRAPH)」好評発売中!

市では、「芦屋シティグラフ(A 4判・52ページ/全カラー印刷)」を発行・発売しています。芦屋の自然や歴史、芦屋ゆかりの芸術・文学・文化。それらに触れつつ散歩を楽しめるコースの紹介、行政の動きや統計、また市内の医療機関一覧(地図)など盛りだくさんの情報を、写真170点のほかイラストや地図とともにわかりやすく掲載しています。ご利用ください。

■発売場所 市役所行政情報コーナー・ラポルテ市民サービスコーナー ■定価 300円

問い合わせ 広報課 ☎38-2006

□■エントランスコンサート part 23 □アンブレラコンサート～rainrain～

■日時 6月24日(日)午後2時～
 ■会場 保健福祉センター エントランスホール
 お車での来場はお控えください

■出演 原田美加とパールレディアン サンプル

■内容 弦楽アンサンブル&ピアノ
 「花の歌」「愛の挨拶」「真珠貝の歌」「雨にぬれても」「雨に歌えば」「雨の慕情」ほか

福祉センター ☎31-0612

公民館セミナー「芦屋と世界遺産」

芦屋川流域の景観が市町村で初めて文化財指定されましたが、世界遺産認定されているパリのセーヌ川流域に見立てて2人の講師が語ります。

■日時 7月9日(月)午後2時～3時30分 ■会場 市民センター401室 ■内容 「モダニズムと古都」芦屋とコンセプト(神戸夙川学院大学教授・河内厚郎氏)「芦屋と世界遺産」について(武庫川女子大学准教授・三宅正弘氏) ■定員 先着120人 <要予約> ■受講料 500円 ■申し込み セミナー名・住所・氏名・参加人数を記入し、はがきかファクスで下記へ

公民館 ☎35-0700/☎31-4998(〒659-0068 業平町8-24)

男女共同参画週間 6月23日～29日